

労務ROAD

- 厚生年金保険の料率が変わります
- 企業様向け「防災食」「防災グッズ」の最新事情

河本社労士事務所

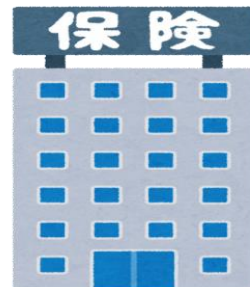
(編集担当: 伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel: 06-6228-8555 Fax: 06-6228-8556

厚生年金保険の料率が変わります

平成 29 年 9 月分(10 月納付分)から、厚生年金保険料が上がります。厚生年金の保険料率は、保険料水準固定方式により、毎年 0.354% ずつ引き上げられ、**平成 29 年 9 月からは 18.30%** (労使折半負担)に固定されます。そのため、

平成 29 年 10 月の給与(当月控除の場合、9 月給与)から、厚生年金保険料率の変更を忘れないように注意が必要です。



【協会けんぽより】

企業様向け「防災食」「防災グッズ」の最新事情

国の中央防災会議では、**災害発生後 3 日間**は、応急対策活動期とし、救助・救出活動を優先させるとしています。企業としては従業員等の一斉帰宅が救助・救出活動の妨げとならないよう、災害発生後 3 日間は従業員等を事業所等の施設内に待機させておくことが求められます。条例においても、企業には従業員が施設内に待機できるように 3 日分の水・食料・その他必要物質を備蓄するよう努力義務が課せられています。防災食の 3 日分の備蓄量の目安としては、次のとおりです。

●水…1人当たり1日3ℓ=計9ℓ ●主食…1人当たり1日3食=計9食

その他の防災用品については、物資ごとに必要量を算定して備蓄しておきましょう。



生きるためにまず必要な防災備蓄用の水は、現在、**賞味期限を、製造日より 5~7 年間とするものが主流**です。なかには 12 年間保存できるものもあります。ご飯類は、お湯または水を注ぐだけで食べられ、常温で長期保存できる「アルファ米」など種類も豊富です。パンも、従来の乾パンではなく、しっとりとしたパンも増えてきました。また、日常生活でも美味しく消費できるおかずやスイーツ等も登場しています。

防災グッズのトレンド

防災グッズはこれまで、倉庫やビルの地下室などに備蓄されていることが多かったようです。しかしながら、いざというときに、すぐに使用できなくては意味がありません。そのような観点から、昨今では、オフィスの風景に馴染むデザインで、棚や袖机の引き出しにぴったりおさまるコンパクトサイズの防災セットやアイテムが展開されています。また、女性向けの生活必需品を揃えた防災セットや、電源がなくても水を入れるだけで複数台のスマートフォンを充電できるバッテリー電池なども登場しています。

上手に管理するコツは

防災食は従業員の 3 日分を備蓄することになりますが、賞味期限があるため、定期的買い換える必要があります。ただし、賞味期限切れの度に 3 日分の備蓄をまるごと買い換えるのは効率的ではありません。そこで、1 日目の防災食は 3 年保存のもの、2 日目の防災食は 4 年保存のもの、3 日目の防災食は 5 年保存のもの、といったように賞味期限をずらして 1 日単位で区分けして保存しておく、買換えのタイミングをずらすことができます。毎年、賞味期限が近づいたものから従業員に配布するなどして消費していき、その分のみを毎年買い換えることで、更新費用の負担を分散することができます。あらかじめ 1 日単位で区分けしておくことで、災害発生後の配給も容易になりますし、帰宅抑制が早めに解除された際にも再購入の負担を最小限に抑えることができます。

【企業実務より】

経営者必見！

11/15(水) 14:00~16:00 阪急グランドビルにて、孫正義の参謀が見た大風呂敷経営戦略セミナーを開催します！詳しくは、<https://k-s-j.net/seminar/> まで！